

平成18年12月22日

各位

住友信託銀行株式会社

生体認証機能を導入したICキャッシュカードの取扱い開始について

住友信託銀行株式会社（取締役社長：森田 豊）は、お客さまの大切なご預金をお守りするため、信託銀行では初めて生体認証機能を導入した IC キャッシュカード（以下、「生体認証 IC キャッシュカード」といいます。）の取扱いを平成19年1月4日より開始いたします。

当社の生体認証 IC キャッシュカードは、従来の暗証番号に加え、あらかじめキャッシュカード上の IC チップ内に登録されたお客さまの手の指の静脈パターンの情報（以下、「生体認証情報」といいます。）により、お客さまご本人を確認し取引を行うことで、極めて高いセキュリティを確保いたします。

生体認証情報の登録は、平成19年1月4日以降に発行される全てのキャッシュカードおよびローンカードで行うことができます。また、生体認証情報の登録を希望されないお客さまは、通常の IC キャッシュカード（またはローンカード）としてご利用いただけます。

当社では、これからもお客さまに安心してお取引していただけるようセキュリティの向上に努めてまいります。

【生体認証 IC キャッシュカードの概要】

対象のお客さま	個人のお客さま																			
対象のカード	平成19年1月4日以降に発行される以下のカード ・ IC キャッシュカード（代理人カードを含む） ・ IC ローンカード																			
生体認証情報の登録場所	当社本支店																			
利用可能な ATM	・ 当社本支店 62 ヶ所（無人出張所を含む）に設置されている全 ATM（136 台） ・ 郵便局の ATM（生体認証対応済のものに限る）																			
ATM 利用限度額	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">【1日あたり】</th><th colspan="2">【1か月あたり】</th></tr><tr><th>お引出し</th><th>お振込</th><th>お引出し</th><th>お振込</th></tr></thead><tbody><tr><td>生体認証以外 [ICチップ・磁気ストライプ] によるお取引</td><td>50万円 (0~200万円)</td><td>300万円 (0~500万円)</td><td>200万円 (0~300万円)</td><td>500万円 (0~1,000万円)</td></tr><tr><td>生体認証によるお取引</td><td colspan="2">出金・振込合計で1,000万円 (0~1,000万円)</td><td colspan="2">利用限度額なし (0~1,000万円)</td></tr></tbody></table> <p>() 内の金額の範囲でご利用限度額は変更することができます。</p>		【1日あたり】		【1か月あたり】		お引出し	お振込	お引出し	お振込	生体認証以外 [ICチップ・磁気ストライプ] によるお取引	50万円 (0~200万円)	300万円 (0~500万円)	200万円 (0~300万円)	500万円 (0~1,000万円)	生体認証によるお取引	出金・振込合計で1,000万円 (0~1,000万円)		利用限度額なし (0~1,000万円)	
	【1日あたり】		【1か月あたり】																	
	お引出し	お振込	お引出し	お振込																
生体認証以外 [ICチップ・磁気ストライプ] によるお取引	50万円 (0~200万円)	300万円 (0~500万円)	200万円 (0~300万円)	500万円 (0~1,000万円)																
生体認証によるお取引	出金・振込合計で1,000万円 (0~1,000万円)		利用限度額なし (0~1,000万円)																	

以上